

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島根県

○ 教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員 (A)	92.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員 (B)	104.4 %
全職員 (C)	94.3 %

2. 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 任期の定めのない常勤職員の給料については、県の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長	97.1 %
副校長・教頭	96.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3 %
31～35年	92.5 %
26～30年	92.7 %
21～25年	91.8 %
16～20年	92.7 %
11～15年	93.8 %
6～10年	91.6 %
1～5年	92.2 %

【説明欄】

■ 職員数の換算について

育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員については、勤務時間に応じて職員数を換算している。

■ 任期の定めのない常勤職員 (A)

管理職の職員割合は男性が高いため給料月額、管理職手当、期末・勤勉手当の支給額が多くなっていること、また、扶養手当等の受給額についても多いことなどから、男性が女性の給与を上回っている。

■ 任期の定めのない常勤職員以外の職員 (B)

上記に含まれる臨時的任用職員では約8歳、育休任期付職員では約9歳平均年齢が女性のほうが高いことから、女性が男性の給与を上回っている。